

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン⑥(阿南小版)

令和2年8月改訂版

1. 予防

①児童生徒の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、必要なルールを設定します
- 自分自身の心身の健康状況把握に努めます
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努めます

「衛生面」

- 石鹸を使って丁寧に手を洗い、手洗後は清潔なハンカチ、タオルでふき取ります
- 3つの咳エチケットを守ります（基本的にマスクをいつも着用）
- マスクの着脱及び廃棄についても、衛生に気を付けます
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すなどの対応を行います。なお、その際は次の対応を行います
 - ・できるだけ身体的距離を保ちます
 - ・近距離での会話を控えます
 - ・熱中症への対応を優先させます
- 水筒を持参し、細やかな水分補給に努めます
- 水筒をはじめ、持ち物の共有をできるだけ避けます
- 給食前に手洗い、うがいを徹底し、食事中は対面を避け、できる限り会話をしません
- 給食当番は必ずマスクを着用し、健康状態がよくないときは他の児童生徒と交代します
- 休み時間は体を接触するような遊びを避ける等、過ごし方について考えます
- 清掃時、換気を行った上でマスクを付けます。清掃後は石鹸を使用して手洗いをします

「行動面」

- 今後感染経路不明な感染者数が増加した場合を想定し、以下の行動について細心の注意をします
 - ・休日における不要不急の外出
 - ・仲の良い友人同士の家間での行き来
 - ・家族ぐるみの交流による接触
- 万が一の状況に備えて、過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておきます

②保護者の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、子どもと一緒に必要なルールを設定します
- 子どもの心身の健康状態を常に把握します
- 児童生徒の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けさせます
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除等、人権的配慮に努めます

「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

- 毎朝の体温、風邪症状の有無について、チェックシートに記入し学校へ提出します
- 平熱と比べて発熱がある場合や風邪症状（咳、体のだるさ、頭痛）等がある場合は、登校させないようにします。また、かかりつけ医または発熱外来をすぐに受診します
- 保護者は、「感染しない」「感染させない」ために生活環境を整えるよう心掛けます

「感染拡大防止の取組」

- 学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように、細心の注意をします
- 万が一の状況に備えて、児童及び家族の過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておきます

③学校の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に考慮、児童生徒と一緒に必要なルールを設定します
- 学級担任や養護教諭を中心に、児童生徒の心身の健康状況把握に努めます
- 感染者、濃厚接触者に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努めます

「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

- 登校前に検温ができなかった児童生徒に、保健室等で確認を行います
- 登校後発熱や風邪症状が見られる児童生徒については、速やかに保護者に連絡をし、下校させます。下校後の状況について、保護者に確認します
- 体調の悪い児童生徒が保護者の来校まで学校に留まることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室（校長室等）で待機させるなどの配慮をします

「環境および衛生の保持」

- 感染症対策と熱中症対策の兼ね合いについては、児童生徒本人が、自分の判断で適切に対応できるように指導します
- 一時的な消毒の効果を期待するよりも、児童生徒、教職員による清掃により、清潔な空間を保つことに努めます
- 多くの児童生徒が触る箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ）については、1日1回の消毒を行います
- 基本的にドアや窓は開けた状態にしておく。難しい場所や状況の場合は、休み時間ごとに換気を行います
- エアコンを使用する際は、休み時間ごとに窓を全開にし、換気を行います。授業中もできる限り向き合った2か所の窓を開け、密閉となることを避けます
- 十分な感染防止策を行ったうえで、1mを目安に、学級内で最大の間隔を取らせます

「行事および教育活動」

- 屋内外問わず1000人以上の集会はできるだけ避けます（目安は収容人数の50%）
- 限られた人数の発話にします。飲食を伴う集会も避けます
- ペア活動・グループ活動時には、十分な感染防止を行った上で、回数や時間等に配慮しながら行います
- 体育の授業は可能な限り屋外で実施します。体育館等で実施する必要がある場合は呼気が激しくなるような運動は避けます。体育の授業でのマスクの着用は必要ないが児童生徒の間隔を十分にとる等の感染防止策を講じます
- 理科「実験や観察」、音楽「合唱及びリコーダーや管楽器演奏」、図画工作・美術「共

同制作の表現や鑑賞の活動」、技術・家庭「調理実習」等の活動については、可能な限りの感染症対策を行った上で実施します

「欠席や出席停止の扱い」

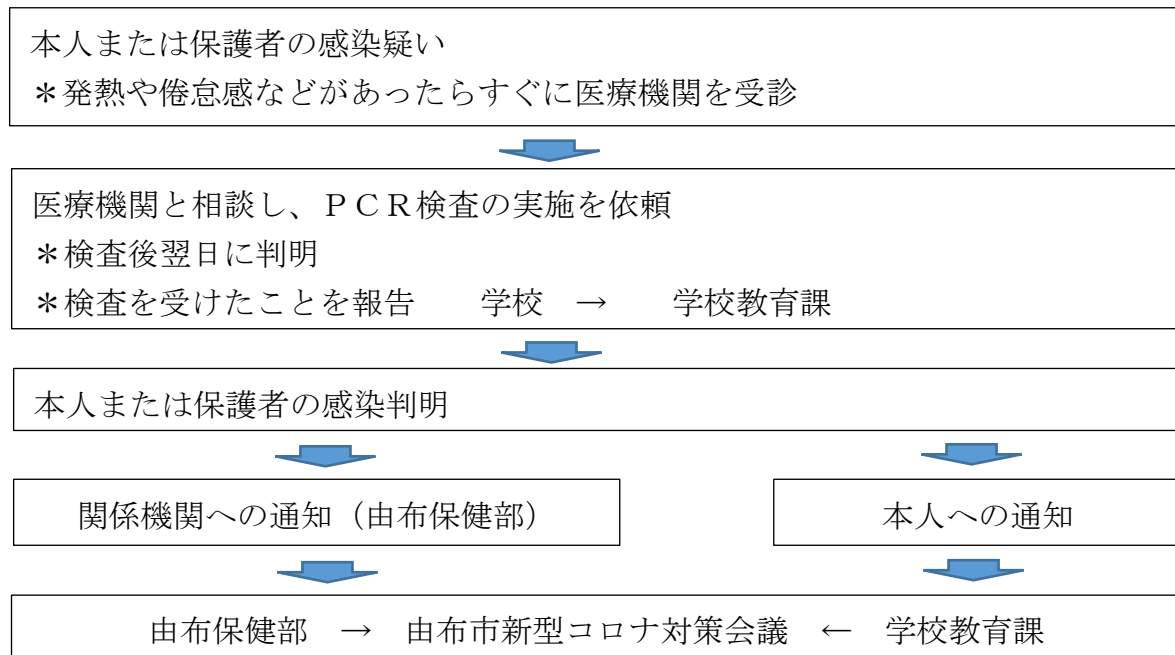
- 海外から帰国した児童生徒については、2週間の自宅待機を要請します
- 発熱や風邪症状で欠席をする場合は出席停止の扱いとする。また、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合も、校長の判断で出席停止の扱いとします

「その他の対応」

- 外部団体への学校施設の貸し出しについては、使用規定を別途定め、使用者へ徹底を図ります
- 市全体に関わる行事については、代表者が集まり検討します
- 校内行事については、感染の予防、未指導の教育課程の補充時間確保等の観点をふまえて検討します
- 万が一の状況に備えて、児童生徒の過去2週間の全体的な行動について答えられるように、できる限りの記録をしておきます（学校の範囲で）

2. 感染者・濃厚接触者・感染疑い者が出た場合の対応

① 感染者が判明するまでの流れ



② 感染者・濃厚接触者・感染疑い者の場合別対応

*いずれの場合も校長・担任へ報告・相談

「感染者」 PCR検査で判定 (保健所から連絡)

○児童・生徒、職員が感染者となったとき

: 医療機関の指示が出るまで、入院・自宅療養

: 感染が判定されて、それまでの2週間の行動記録調査

「濃厚接触者」

○児童・生徒、職員が濃厚接触者となったとき

: 所属長からの指示で自宅待機

: 保健所の指示でPCR検査

: 陽性でも陰性でも、2週間の自宅待機

「感染が心配される者」

○児童・生徒、職員等が濃厚接触者の身内等になったとき

: 相談を受けて、所属長からの依頼で自宅待機 (児童・生徒の場合出席停止扱い)

: 濃厚接触者が陽性となれば濃厚接触者になりPCR検査+2週間の自宅待機

: 濃厚接触者が陰性となれば自宅待機依頼解除

○児童・生徒、職員等が発熱等で病院受診した場合のとき

：相談を受けて、所属長からの依頼で出席・出校停止

：医療機関と相談しPCR検査

：陰性となれば出席・出校停止要請解除

：陽性となれば入院・自宅療養

③ 園・学校の対応「感染者がでたときの初期対応」

○感染者は出席停止（2週間程度：医療機関の指示による）

○園・学校は、濃厚接触者の特定およびPCR検査の実施、または消毒等のため3日間程度臨時休校を行います（期間については感染状況や学校規模によって異なる）

：感染者の行動記録に沿って濃厚接触者の特定（保健所の調査）

○保健所に共有するために事前に準備をすべき情報

：現在の体調について

：家族の状況（高齢者及び乳幼児と同居等）

：直近の2週間の行動記録

：感染者及び濃厚接触者との接触の状況

○PCR検査の結果等の個人情報の取り扱いについて

：基本的に情報の取得は本人を通じて行いますので、検査結果等については速やかに校長に知らせます（本人の許可なく情報を公開しない）

○消毒について

：消毒は、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行います

：当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）を使って行います

○児童生徒・保護者への説明

：児童生徒および保護者への説明は、必要に応じて適切に行います

○感染者へのメンタルケア

：一番苦しんでいるのは感染者になるので、感染者のケアを総合的に考えていきます
入院中・自宅療養中（病院関係者・由布保健部対応）

復帰後（SC等）

○給食の対応

：休校期間がきまればすぐに対応

○外部の方の学校への立ち入りについて

：延期が可能なものについては検討します（過剰な反応はしません）

○当該校以外の対応

：近隣の園・学校の対応検討（感染経路が特定される場合）

：由布市全体の園・学校の対応検討（感染経路が不明の場合）

○園・学校は、把握した情報については、速やかに教職員間で共有します（守秘義務）

- ・保護者への通知の仕方については市教委と協議します
- ・マスコミへの対応も市教委を窓口とします

* 由布市新型コロナ対策会議の決定をもって対応します

* 大分教育事務所・大分市教委・別府市教委等と連携をとります

